

令和 8 年度 第 1 回

横浜市中央卸売市場開設運営協議会

次 第

日 時：令和 8 年10月16日（金）10時15分～
会 場：横浜市中央卸売市場本場
市場センタービル 3 階 研修室

1 開 会

2 市場担当理事挨拶

3 議 題

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 令和 9 年（2027年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について

4 報告事項

- (1) 令和 8 年（2026年）における開場日の変更について（食肉市場）
- (2) 横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について
- (3) 中央卸売市場本場における指定管理者制度について
- (4) その他

5 閉 会

【資 料】

- 資料 1 横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿
- 資料 2 座席表
- 資料 3 諮問文
- 資料 4－1 令和 9 年（2027年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について
- 資料 4－2 令和 9 年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日（青果部）【案】
- 資料 4－3 令和 9 年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日（水産物部）【案】
- 資料 4－4 令和 9 年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日（食肉部）【案】
- 資料 5 令和 8 年（2026年）における開場日の変更について（食肉市場）
- 資料 6 横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について
- 資料 7 中央卸売市場本場における指定管理者制度について

横浜市中央卸売市場開設運営協議会委員名簿

		氏 名	職 名
1	委 員	高 力 美由紀	新潟食料農業大学食料産業学部教授
2	委 員	柴 田 典 子	横浜市立大学国際商学部／大学院国際マネジメント研究科教授
3	委 員	浪 川 珠 乃	東京海洋大学海の研究戦略マネジメント機構教授
4	委 員	松 崎 嘉 子	横浜市消費者団体連絡会幹事
5	委 員	小 野 英 樹	横浜丸中青果株式会社代表取締役社長
6	委 員	早 瀬 行 正	セントライ青果株式会社横浜支社取締役
7	委 員	小 島 雅 裕	横浜丸魚株式会社代表取締役社長
8	委 員	松 尾 英 俊	横浜魚類株式会社代表取締役社長
9	委 員	山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
10	委 員	善 福 伸 一	横浜市場冷蔵株式会社代表取締役社長
11	委 員	鈴 木 格 次	横浜中央市場青果卸協同組合理事長
12	委 員	布 施 是 清	横浜魚市場卸協同組合代表理事
13	委 員	藤 岡 輝 好	横浜青果小売商協同組合連合会副会長
14	委 員	矢 田 信 吾	横浜水産物商業協同組合理事長
15	委 員	星 野 光 治	横浜食肉商業協同組合理事長
16	委 員	出 川 雄一郎	横浜市中央卸売市場関連事業者協同組合代表理事

(敬称略・順不同)

委員数：16名

任期：令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

日時: 令和8年10月16日(金) 午前10時15分から
会場: 本場 市場センタービル3階 研修室

令和8年度 第1回
横浜市中心卸売市場開設運営協議会 座席表

運営調整課
調整係

島村

運営調整課
調整係

石畠

運営調整課
運営係長

能美

食肉市場
施設係長

稲塚

食肉市場
業務係長

橋岡

食肉市場
運営係長

藤本

運営調整課
調整係長

山來

経営支援課
担当係長

松永

経営支援課
担当係長

伊藤

食肉市場
経営担当課長

宮里

食肉市場
運営課長

脇

食肉市場長

神田

市場担当理事
(本場長)

山口

本場
運営調整課長

小川

本場
経営支援課長

三浦

出川委員

矢田委員

鈴木委員

山口委員

小島委員

小野委員

浪川委員

高力委員

星野委員

布施委員

善福委員

松尾委員

早瀬委員

松崎委員

柴田委員

傍聴席

出入口

窓側

経 運 調 第 937 号

令和 8 年 10 月 16 日

横浜市中心卸売市場開設運営協議会
会長 様

横浜市長職務代理者
横浜市副市長 平原 敏英

臨時休場日及び臨時開場日の設定について（諮問）

横浜市中心卸売市場における令和 9 年（2027 年）の臨時休場日及び臨時開場日の設定について、横浜市中心卸売市場条例第 75 条第 1 号の規定に基づき、諮問します。

担当 経済局中央卸売市場本場運営調整課
山來・石畠

電話 045 - 459 - 3305

ファクス 045 - 459 - 3307

電子メール ke-shijokeiri@city.yokohama.lg.jp

令和9年（2027年）における臨時休場日及び臨時開場日の設定について

横浜市場への出荷者は同時に東京市場へも出荷することが多いため、出荷者の利便性向上の観点などから、影響力の大きな東京市場の動向に合わせることを基本としながら、横浜市の個別事情を勘案して設定しています。

1 条例で定める休場日について

(1) 本場

- ア 日曜日及び水曜日（1月5日及び12月27日から12月30日までを除く）、祝日
- イ 1月2日から1月4日まで及び12月31日

(2) 食肉市場

- ア 日曜日及び土曜日（1月5日及び12月28日を除く）、祝日
- イ 1月2日から1月4日まで及び12月29日から12月31日まで

2 臨時休場日及び臨時開場日について

横浜市中心卸売市場条例では、出荷者及び消費者の利益の確保のため、又はその利益を阻害しない限りにおいて、臨時に休場日又は開場日を設定することができると規定しています。

令和9年は、それぞれ以下のとおり臨時休場日及び臨時開場日を設定します。

(1) 本場

ア 青果部 年間開場日数 245日（令和8年 247日）

(ア) 臨時休場日 3日（令和8年 3日）

- a 夏期（お盆）の臨時休場日 2日（令和8年 2日）
8月14日（土）、8月16日（月）
- b 年末の臨時休場日 1日（令和8年 1日）
12月30日（木）

(イ) 臨時開場日 2日（令和8年 3日）

- a 日曜日または祝日であるが臨時開場日とする日 1日（令和8年 2日）
5月5日（水・祝）
- b 水曜日を臨時開場日とする日 1日（令和8年 1日）
9月22日（水）

イ 水産物部 年間開場日数 248日（令和8年 249日）

(ア) 臨時休場日 2日（令和8年 2日）

夏期（お盆）の臨時休場日
8月14日（土）、8月16日（月）

(イ) 臨時開場日 4日（令和8年 4日）

- a 日曜日または祝日であるが臨時開場日とする日 1日（令和8年 2日）
5月5日（水・祝）
- b 水曜日を臨時開場日とする日 3日（令和8年 2日）
1月6日（水）、3月31日（水）、9月22日（水）

※ 下線は、青果部と水産物部で休開場が異なる日（3日）です。

なお、東京市場では、水産物部のみ開場する日が5日（1月6日（水）、3月31日（水）、11月24日（水）、12月26日（日）、12月30日（木））ありますが、横浜市場では、そのうち2日間を本場全体の休場日とします。

(2) 食肉市場

食肉部 年間開場日数 240日（令和8年 231日）

ア 臨時休場日 4日（令和8年 12日）

（ア） 年始・年末の臨時休場日

1月5日

（イ） 施設点検による臨時休場日

3月5日

（ウ） 夏期（お盆）の臨時休場日

8月12日、8月13日

イ 臨時開場日 3日（令和8年 3日）

12月11日、12月18日、12月25日

【案】

令和9年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日 [本場（青果部）]

■ は条例上の休場日（117日）

【 】 は臨時休場日（3日）

【 】 【 】 は臨時開場日（2日）

1月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	【5】	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	【14】
15	【16】	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	【22】	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	【30】	31	

【案】

令和9年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日〔本場（水産物部）〕

■ は条例上の休場日（115日）

【 】 は臨時休場日（2日）

【 】 【 】 は臨時開場日（4日）

1月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	【6】	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	【31】			

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	【5】	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	【14】
15	【16】	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	【22】	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

赤文字は日曜日又は祝日

年間開場日数:248日

【案】

令和9年（2027年） 臨時休場日・臨時開場日〔食肉市場（食肉部）〕

■ は条例上の休場日（121日）

【 】 は臨時休場日（4日）

【 】 【 】 は臨時開場日（3日）

1月 (17日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	【5】	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

3月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	【5】	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

5月 (18日)

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月 (22日)

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月 (21日)

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月 (19日)

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	【12】	【13】	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

10月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月 (20日)

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

12月 (23日)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	【11】
12	13	14	15	16	17	【18】
19	20	21	22	23	24	【25】
26	27	28	29	30	31	

赤字は日曜日又は祝日

年間開場日数:240日

令和8年（2026年）における開場日の変更について（食肉市場）

1 変更内容について

食肉市場において進めている小動物解体ライン改修工事を円滑かつ安全に実施するため、令和8年12月28日の開場日を臨時休場日に変更します。

	変更前	変更後
令和8年12月28日	開場日	臨時休場日

2 変更理由について

現在、食肉市場では、小動物解体ライン改修工事を実施しています。

当該工事について工程を精査した結果、令和8年12月28日を臨時休場日とすることで、工事を安全かつ効率的に、また確実に実施することが可能となることから、臨時休場日への変更を行うものです。

なお、本変更については、食肉市場の場内事業者等との調整も十分に行い、了解を得ています。

3 変更後の取扱いについて

令和8年12月28日を臨時休場日とする変更については、市場関係事業者への通知、市ホームページへの掲載等により十分な周知を行うとともに、買出人をはじめとする市場利用者に混乱が生じないように、関係団体等と連携しながら周知徹底を図ります。

横浜市中央卸売市場経営展望 各戦略の取組状況について

横浜市経済局中央卸売市場

■ 本場の戦略

- 【戦略1】 集荷・販売力の強化
- 【戦略2】 県内・市内関係者との関係強化
- 【戦略3】 品質管理水準高度化
- 【戦略4】 流通構造の効率化・高度化・システム化
- 【戦略5】 市場流通環境高度化に向けた設備投資
- 【戦略6】 市場プロモーションと賑わい創出
- 【戦略7】 効果的かつ安定的な市場運営体制の整備

【戦略1】

集荷・販売力の強化

【戦略2】

県内・市内関係者との関係強化

- 仲卸業者等の経営相談・支援
- 輸出拡大へ向けた取組
- 量販店への販売支援（横浜市場フェア）

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○ 経営再構築支援事業（令和7年度）

【事業概要】

令和6年度に実施した中小企業診断士等の専門家による仲卸業者の経営・財務分析結果をもとに、事業継続や事業再構築、事業承継等の課題解決に向けた伴走支援を実施しました。

【実績】

- ・ 支援事業者数 11社
- ・ 支援実施回数 67回
- ・ 主な支援結果
粗利率の改善（2社）、経営改善計画・事業承継計画の策定（3社）、
若手人材採用案の策定（1社）、SNSやHPを活用した販路開拓支援（3社） 等

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○仲卸業者等デジタル化・脱炭素化支援補助金（令和7年度）

【補助事業概要】

- ・ 業務のデジタル化による業務効率の向上または脱炭素化の取組による環境負荷軽減への寄与を図る取組に対して、その費用の一部を補助
- ・ 対象事業・補助率 ①デジタル化推進事業 3分の2
②脱炭素化推進事業 2分の1
- ・ 補助限度額 100万円

【補助実績】

- ・ 補助件数 7件 ・ 補助総額 417万9千円
- ・ 補助内容 仲卸向け販売管理等総合システムの導入（3件）、
業務用高効率空調の導入（2件）、業務用高効率冷蔵庫の導入（1件）、
ネットワーク機器の導入（1件）

● 仲卸業者等の経営相談・支援

○ 研修会の開催

【テーマ】水産流通適正化法に伴う対応について

【日 時】令和7年10月21日（火）

【講 師】水産庁職員

【会 場】センタービル3階 広報コーナー

【対 象】水産物部仲卸業者

【開催実績】

- ・参加数：約20名
- ・法改正の概要及び仲卸業者に求められる対応を説明



研修会の様子

● 輸出拡大へ向けた取組

○ 「FOODEX JAPAN 2026」への出展

- ・ 国内外から多くのバイヤーが来場するアジア最大級の食料・飲料展示会に出展し、各事業者の販路拡大を図るとともに、横浜市場のPRも併せて実施
- ・ ブース内に場内事業者 6社が出展
- ・ 実施後の商談件数 20社



「FOODEX JAPAN 2026」@東京ビッグサイト（3/10～3/14の4日間開催）
「国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）」ブースも出展し、開催機運を醸成

横浜市場を代表して青果部・水産物部等から6社が出店

● 量販店への販売支援（横浜市場フェア）

○ 量販店での「横浜市場フェア」の開催

- ・ 地元の市場から、新鮮で良質な食材が届けられていることを消費者にPRするため、仲卸業者が取引先の量販店に提案し、開催される
- ・ 横浜市は、フェアで使用する販売資材（腰幕・ミニのぼり・ポスター）の提供や、SNSを活用した広報の実施により、量販店との取引をサポート
- ・ 62回開催（令和7年度）



量販店での「横浜市場フェア」の様子



腰幕

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 青果部における取扱数量・金額

	平成30年度 実績	令和11年度 目標	令和6年度 実績	令和7年度 実績
取扱数量（万t）	35.2	38.3	30.1	31.6（+5.0%）
取扱金額（億円）	918.7	1,000.0	993.1	962.1（△3.1%）

※（ ）内は令和6年度実績との差

【目標設定の考え方】

- ・機能強化に向けて屋内荷捌場や冷蔵保管庫等の施設整備を推進することから、施設整備完了までは平成30年度と同程度で推移すると想定。
- ・施設整備完了後は、増設した施設の活用や強化された物流機能を活かし、目標値を目指す。

【令和7年度の状況】（令和6年度との比較）

- ・令和6年度と比較して、取扱数量は5.0%の増加、取扱金額は3.1%の減少となりました。
- ・夏の猛暑や少雨、各地で発生した集中豪雨等による影響があったものの、前年と比較すると入荷量は増加しました。一方で、数量の増加から単価安となり、取扱金額は減少しました。g

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 水産物部における取扱数量・金額

	平成30年度 実績	令和11年度 目標	令和6年度 実績	令和7年度 実績
取扱数量（万t）	5.3	5.3	4.2	4.2（±0.0%）
取扱金額（億円）	578.1	578.1	555.6	560.5（+0.9%）

※（ ）内は令和7年度実績との差

【目標設定の考え方】

- ・近年の資源減少等により、水産物の大幅な取り扱い増加は厳しい状況であることを踏まえ、平成30年度の水準を維持し続けることを目標とする。

【令和7年度の状況】（令和6年度との比較）

- ・令和6年度と比較して、取扱数量は横ばいで推移し、取扱金額は0.9%の増加しました。
- ・取扱数量は前年並みでしたが、海面水温の上昇に伴い、魚介類の分布が変化し、水揚量の減少や漁獲魚種の変化が生じています。取扱金額は、海外需要の拡大や円安の影響により魚介類の価格が高騰しており、前年に比べ増加となりました。

【戦略3】 品質管理水準高度化

- HACCP推進の取組
- 品質管理強化の取組

● HACCP推進の取組・品質管理強化の取組

○ 水産夏期一斉点検 (水産仲卸組合・食品衛生検査所)

- ・ 水産仲卸組合の食品衛生指導員と食品衛生検査所職員が連携し、HACCPへの取組及び施設の衛生管理状況等の点検を実施

令和7年度水産仲卸一斉点検の結果 令和7年7月24日(木)実施		全63店舗
○HACCP実施状況		
衛生管理計画なし		4件
手洗いの手順書なし		4件
冷蔵・冷凍庫の温度記録不十分		3件
○その他		
手洗い設備の消毒薬なし		1件
従業員の健康記録不十分		4件

○ 市場内禁煙の徹底

- ・ 横浜市職員が「喫煙取締中」腕章を着用しての業務従事
- ・ 喫煙防止に関する場内放送

○ 本場の品質管理強化

- ・ シートシャッター開放状態の是正指導による場内温度の適正化 (水産物部)
- ・ 予冷库の増設による温度管理施設の増強 (青果部)

【戦略4】

流通構造の効率化・高度化・システム化

【戦略5】

市場流通環境高度化に向けた設備投資

- 青果部物流効率化に向けての検討
- 青果部再整備

● 青果部物流効率化に向けての検討

○ 施設配置の見直し

- ・施設整備と並行して、場内施設の適正配置や時間帯別利用、施設利用ルールの整備等を通じた物流の効率化により、市場機能を強化しました。

○ 使用料の見直し

- ・再整備後の全面供用開始（令和8年度）に合わせた施設使用料の見直しに向け、横浜市中心卸売市場条例及び同条例施行規則を一部改正しました。
- ・また、場内事業者（卸売業者及び仲卸業者）からの要望を踏まえ、既存施設を含めた施設使用料の見直しにより負担増の緩和を図るとともに、急激な負担増を抑制するため、使用料を段階的に引き上げる経過措置を講じることとしました。

● 青果部再整備

○ 再整備工事の実施状況

3棟目(最後)のF 1 棟が完成し、青果部再編整備事業が完了しました。

青果部全景



F 1 棟（令和7年11月竣工）



【戦略6】 市場プロモーションと賑わい創出

- P R 推進及びブランド力向上
(横浜市場直送店制度、情報発信)
- 市場まつり等を通じたプロモーション
(市場まつり・一般開放)
- イベント開催・賑わいづくりの支援 (場外マルシェ等)
- 食育の推進 (出前授業、市場見学、調理教室など)

● P R 推進及びブランド力向上（横浜市場直送店制度）

○ 登録店舗数

- ・ 622店舗（令和8年3月末）
（556店舗（令和7年3月末点））

○ 取組状況

- ・ のぼり旗、ミニフラッグを制作し、登録店へ配布
- ・ 水産仲卸各店舗へ改めて制度説明を実施し、飲食店紹介を依頼（令和7年度新規登録数：75店舗）
- ・ 神奈川トヨタ自動車(株)のアプリ（登録数 約24万人）で、市場の取組や横浜市場直送店を紹介するとともに、その店舗で利用可能なクーポンを配信



直送店ポスター



令和7年度新規登録店舗チラシ
（春鶯亭ひら）



令和7年度新規登録店舗チラシ
（三代目くばた）



直送店ステッカー



ミニフラッグ

●PR推進及びブランド力向上（情報発信）

○SNSの活用例

- ・市場イベントについて市公式LINE、X等の活用
- ・広報媒体との連携（TVK・ラジオ・タウンニュース・神奈川新聞 等）
- ・企業との連携（神奈川トヨタMアプリ等）



広報よこはま神奈川区版（7月号）

○発信内容のリニューアル

- ・市場の仲卸店舗や横浜市場直送店の魅力を知ってもらうための広報媒体の作成
- ・SNSの効果的な活用

【好事例】さばき方教室の応募状況

	応募者数（定員）	倍率
R6. 11. 30開催	77名（32名）	2.4倍
R7. 09. 20開催	376名（32名）	11.8倍



仲卸紹介



横浜市場直送店紹介

● 市場まつり等を通じたプロモーション（市場まつり・一般開放）

○ 横浜市場まつり2025

- ・ 鮮魚・青果の物販、海鮮丼・浜焼きなどの飲食物の販売
- ・ マグロの解体ショー、青果の模擬セリやステージイベント
- ・ 食育体験ブースでこども向けワークショップ
- ・ いちば食育出前授業を受講した児童による感想文等を展示
- ・ 苦手な魚を克服するための取組に関する学習発表
(令和8年は「11月15日(日)」に開催します。)



マグロ解体ショー（市場まつり）

○ 水産仲卸棟の一般開放

- ・ 毎週土曜日
- ・ 鮮魚の販売、青果の販売や市場探検隊、マグロの解体ショーなど
- ・ 令和7年6月から新たに「濱のまぐろの日」を開催
(マグロ取扱仲卸で購入された方に抽選券を配布し、抽選会を開催)



抽選会の様子

●イベント開催・賑わいづくりの支援（場外マルシェ等）

○ 横浜市場場外マルシェ「春の味覚フェス」

- ・ 市場食材を知ってもらうため、市場から仕入れた食材を使用した飲食物を提供
- ・ 会場内の飲食ブースやキッチンカーで対象メニューを食べた来場者の投票により上位5店舗を決定する「市場めしグランプリ」を開催
- ・ 令和7年度には「市場めしグランプリ」に投票した人の中から、マグロや果物詰め合わせなどの豪華景品が当たる抽選会も実施
- ・ こどもが楽しめるブースを多数展開（「一日に必要な野菜の重さ当てクイズ」、「市場クイズラリー」等）

場外マルシェ	来場者数 (2日計)	前年比
令和7年5月	15,191人	約1.4倍
令和6年5月	10,550人	約3.2倍
令和5年5月	3,294人	



野菜の重さ当てクイズ



市場めしグランプリ

● 食育の推進（出前授業、市場見学）

○ 取組状況

- ・ 小学生向け出前授業について、アウトプット型出前授業を行い、子どもたちが学んだことを発表する機会を提供
- ・ 社会科及び家庭科の授業内容の充実を図るため、小学生や小学校教員を対象とした市場見学を実施

○ 実施状況

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出前授業	・ 小学校6校 （青果2、水産4）	・ 小学校8校 （青果2、水産6） ・ 高校1校(水産)	・ 小学校8校 （青果2、水産6）
市場見学	・ 小学校2校 ・ 教員向け1回 ・ 神奈川区民向け1回	・ 小学校2校 ・ 教員向け1回	・ 小学校2校 ・ 教員向け3回 ・ 高・大・専門 各1回



青果出前授業の様子



教員向け市場見学

● 食育の推進（料理教室など）

○ 取組状況

魚食への関心を高め、消費の拡大を図るとともに、食の安定供給を支える市場の重要性について理解を深めてもらうため、魚を食材とした料理教室を開催しました。

- ・市場を日頃利用している有名シェフ等を講師に迎え、親子向けやイタリアン、寿司など、様々なテーマの「料理教室」を開催
- ・水産仲卸業者の従業員を講師に迎え、魚のさばき方を基礎から学ぶ「さばき方教室」を開催



夏休み親子料理教室

○ 実施状況

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
料理教室	内容	・南サークル料理教室 ・夏休み親子料理教室 ・家庭で作れる有名シェフのお魚料理教室	・夏休み親子料理教室 ・冬のイタリアン料理教室 ・初めてのおすし教室 ・一流シェフが教えるお魚料理教室	・夏休み親子料理教室 ・冬のイタリアン料理教室 ・初めてのおすし教室 ・一流シェフが教えるお魚料理教室
	平均倍率	7.2倍	5.1倍	6.7倍
さばき方教室	内容	—	6回実施（鰹等）	8回実施（鰹等）
	平均倍率	—	3.1倍	5.4倍



さばき方教室募集チラシ

【戦略 7】

効率的かつ安定的な市場運営体制の整備

- 横浜市場経営推進会議
- 安全・品質管理協議会
- 横浜市場プロモーション委員会
- 魚食普及推進協議会
- BCPの策定
- 望ましい管理・運営体制の構築検討

● B C P の策定

○ おおよその復旧期間の検討に向けた情報収集

- ・ 過去に震災等で被災した経験のある卸売市場（13市場）に対して、どの程度の災害で、どのような被害があり、復旧までにどれくらいの期間を要したか等について情報収集を行いました。
- ・ その結果を参考に、本場で起こり得る災害を想定した上で、おおよその復旧期間の目途や開設者として災害時に優先するべき業務を明確化します。

○ 【今後の想定】：今年度中に素案を提示します

- ・ 素案提示後に本場の各社・組合様よりご意見をいただくことを想定しています。
- ・ いただいたご意見を踏まえ、各社・組合様とも連携の取れる計画を策定し、継続的に見直していきます。

● 望ましい管理・運営体制の構築検討

計画後期において、当時の経営実態や横浜市の人口動態等の本場を取り巻く経営環境も鑑み、**指定管理者制度の導入等**将来の本場において望ましい市場管理・運営形態について検討・決定する。（経営展望 P.48より抜粋）



- ・ 指定管理者制度を採用している大阪府中央卸売市場へのヒアリングを実施
- ・ 指定管理者制度による運営のメリット・デメリットの検討整理



【報告事項2】 「中央卸売市場における指定管理者制度の導入について」

■ 食肉市場の戦略

- 【戦略1】 市場関係者と連携した取組の強化
- 【戦略2】 高品質で安全・安心な食肉を供給
- 【戦略3】 食品流通の基幹的インフラとしての機能強化
- 【戦略4】 食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション

【戦略1】 市場関係者と連携した取組の強化

●市場フェアの実施

● 市場フェアの実施

○ ミートフェア・地方別フェアの実施

令和7年度は、牛枝肉品評会として、全国から選りすぐりの肉牛を集めて開催する「ミートフェア」を1回、産地ごとに開催する「地方別フェア」を6回開催するなど、積極的な集荷に取り組みました。



6/27 第8回北海道フェア せり場の様子



3/13 第2回関東・東北フェア 最優秀賞

【戦略2】

高品質で安全・安心な食肉を供給

- HACCP・防疫対策
- 新型コロナウイルス感染症対策

● HACCP・防疫対策

○ HACCPの現状

- ・計画及び手順書に基づき、場内関係者が一丸となって、日々、衛生管理の徹底及び品質管理の向上に継続的に取り組んでいます。
- ・また、品質管理向上に向けた人材育成の一環として、7月1日に衛生検査所職員を講師とした研修会を開催し、職員の知識及び意識の向上を図りました。

○ 豚熱（CSF）への対応状況

- ・10月23日には、交差汚染防止対策の実施状況に関する視察を受け、県中央家畜保健衛生所が来場しました。
- ・視察の結果、これまで継続して実施してきた防疫対策が適切に運用されていることが確認されました。

● 新型コロナウイルス感染症対策

○ 感染症対策の実施状況

- ・ 食肉市場では、市場機能の維持のため新型コロナウイルス 5類移行後も感染対策を継続しています。

【主な感染対策】

- ・ 仲卸棟、市場ビル等におけるマスク着用等の感染防止対策の指導
- ・ アルコール製剤によるセリ場の机ふき取り清掃実施

● 取扱数量・金額の目標と実績

○ 食肉部における取扱数量・金額

	平成29～令和元年度 実績平均	令和11年度 目標	令和6年度 実績	令和7年度 実績
取扱数量（千t）	16.4	16.4	20.7	21.7（+4.9%）
取扱金額（億円）	157.6	157.6	246.7	275.9（+11.9%）

※（ ）内は令和6年度実績からの増加率

【目標設定の考え方】

- ・全国的な飼養戸数の減少傾向、生産農家の大型化による出荷市場選別の進行、輸入肉の流入、物価高騰等により、国内市場の価格競争力や国産肉の需要量の増減等の影響が懸念されることから、目標設定時点の水準を維持することを目標としています。

【令和7年度の状況】（令和6年度との比較）

- ・令和6年度と比較して、取扱数量は4.9%の増加、取扱金額は11.9%の増加となっています。
- ・牛・豚ともに取扱頭数が増加しており、物価上昇等を背景に、和牛から交雑牛、牛肉から豚肉への需要シフトがみられます。

【戦略3】

食品流通の基幹的インフラとしての機能強化

- 小動物（豚）解体ライン改修の進捗状況

● 小動物解体ライン改修の進捗状況

○ 概要

- ・ 前回改修（平成18年度竣工）から約20年が経過した「小動物（豚）解体ライン」について、施設・設備の老朽化への対応を図ります。
- ・ と畜における品質管理、衛生管理及び作業安全性の向上ならびに省エネルギー化を目的として、改修工事を進めます。
- ・ 令和8年度内の完成に向けて、市場機能を維持しながら改修工事を進めます。

○ 改修スケジュール

工事工程の見直しにより、当初の2か年工事から3か年工事へ変更し、令和8年度内の完成に向けて工事を進めています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～8年度
基本構想	基本設計	実施設計	工事

● 小動物解体ライン改修の進捗状況

○ 工事の実施状況

- 令和6年度から、食肉市場の機械設備、電気設備、建築設備及び空調・衛生設備の改修工事を順次実施しています。
- と畜・解体やせりなどの市場機能を極力維持しながら、長期休市日や連休、週末等を活用して改修工事を進めています。
- 令和8年度内の完成に向け、引き続き、計画的かつ着実に工事を進めています。

○ 主な施工箇所

小動物解体室	荷捌き室 (枝肉の計量用エリア)	内臓処理室
自動電殺装置、背割機、と体・枝肉用の洗浄装置 放血コンベア、フリーカーブコンベア(と体吊り上げ用) 解体ラインコンベア、内臓出し用途などの各種作業台、塗床施工	搬送用コンベア 枝肉洗浄装置の設置 塗床施工	大腸・小腸等の処理設備 搬送設備 冷却装置

● 小動物解体ライン改修の進捗状況

○ 施工前後の主な食肉機械

生体への電撃工程を手動から自動電撃装置へ更新



施工前



施工後

老朽化した背割機を更新



施工前



施工後

● 小動物解体ライン改修の進捗状況

○ 内臓処理室内の加工設備（施工後）

小腸・大腸処理設備の更新による衛生性・作業性の向上



【戦略4】

食肉の消費拡大に向けた積極的なプロモーション

- 横浜肉まつりによる市場プロモーション
- 市内イベントへの出展による市場プロモーション
- 横浜市場直送店登録制度によるプロモーション

● 横浜肉まつりによる市場プロモーション

- ・ 横浜市食肉市場のPRを目的とした「横浜肉まつり」を、令和7年11月3日にランチ横浜南部市場にて開催しました。
- ・ 市場発ブランド牛の試食、市場ブランド「ハマモツ」の販売、パネル展示による食肉市場や取扱ブランドの紹介などを行いました。

○ 開催実績

- ・ 来場者数：約2万人
- ・ アンケートによる食肉市場認知率：
54.1%

(回答者数：1,146人)



～武州和牛の試食～



～パネル展示～

●市内イベントへの出展による市場プロモーション

市内集客イベントに出展し、試食等を通じて食肉市場や取扱ブランドの紹介を行いました。

○ヨコハマ・サケ・スクエア

日時：令和7年7月12日（土）13日（日）
会場：横浜赤レンガ倉庫 イベント広場
協力：横浜食肉商業協同組合
提供銘柄牛：武州和牛



○ワールドフェスタ・ヨコハマ

日時：令和7年10月11日（土）12日（日）
会場：山下公園
協力：横浜食肉商業協同組合
提供銘柄牛：霞浦牛（かほぎゅう）



● 市内イベントへの出展による市場プロモーション

○つるみ臨海フェスティバル

日時：令和7年10月18日（土）
会場：鶴見区 入船公園
協力：横浜食肉副生物協同組合



～ハマモツの販売～

○セン南おやこハロウィン

日時：令和7年10月26日（日）
会場：センター南駅前イベントスペース
協力：横浜食肉商業協同組合



● 横浜市場直送店登録制度によるプロモーション

○ロピア ノースポート・モール店試食会

日時：令和7年11月9日（日）

Ｌ横浜センター様の協力で

ロピアノースポート・モール店を直送店として登録。

直送店制度の普及・市場ＰＲのため試食会を実施しました。



横浜市場直送店登録制度
によるPR



登録店舗数（食肉部）
41店舗
（令和8年8月31日時点）

中央卸売市場本場における 指定管理者制度について

横浜市経済局 中央卸売市場本場 運営調整課

令和 8 年10月16日

はじめに（昨年度の振り返り）

（１） 経営展望の記載内容のおさらい

本場の【戦略 7】の中で「計画後期において（中略）指定管理者制度の導入等将来の本場において望ましい市場管理・運営形態について検討・決定する」と記載されています。

（２） 公設公営以外の管理・運営手法の例と一般的なメリットや懸念事項を提示

管理・運営体制に関わらず、「安定供給機能」や「公正な取引の場」、「価格形成機能」等の「卸売市場の公共性」を確保することが必要なことを共有しました。

（３） 今後の対応

具体的な事例研究や、事例を横浜市場に当てはめた場合の想定を踏まえて、最もふさわしい運営形態を検討していくことをご報告

今回は具体的な事例研究として、指定管理者制度を導入している大阪府中央卸売市場にヒアリング調査を行い、その結果から、横浜市場で導入した場合の想定と、導入を検討する上での課題をご報告します。

1 指定管理者制度の概要（大阪府のケース）

（１） 指定管理者の概要（敬称略）：大阪府中央卸売市場管理センター株式会社

役員以外の社員数：5名 ／ 資本金：1,200万円（4卸会社・2仲卸組合による対等出資）

（２） 運営方法（収入源）

大阪府では、指定管理者が使用料（売上高割使用料・面積割使用料）や各種市場内の負担金等を徴収して、それらを原資に施設の管理・運営を行う『利用料金制度』が採用されています。

なお、大阪府が引き続き行う業務や施設整備の費用は、指定管理者から毎年一定額以上を「納付金」として支払う仕組みとなっています（公募要項で予め下限額が提示されています）。

（３） 指定管理者が行う業務

- ① 施設の利用に関する業務（施設の使用指定及び取消、利用料金等の徴収 等）
- ② 市場施設の維持及び補修に関する業務（警備、清掃、施設・設備の緊急修繕 等）
- ③ 卸売予定数量等の公表、日報ならびに月報の作成・公表 等
- ④ 市場の広報、社会見学の受入れ、各種問い合わせ等に関する業務
- ⑤ 市場活性化事業（ハード面・ソフト面）に関する業務

1 指定管理者制度の概要（大阪府のケース）

（４） 評価

- ・ 外部有識者（５名）によって構成されている「大阪府中央卸売市場指定管理者評価委員会」において、当初提案内容の履行状況やサービスの向上、財政状況に対して毎年評価が行われています。

（評価結果は大阪府のホームページ上で公表されています。）

- ・ いずれの評価項目も高い評価（※）を得ており、円滑に運営が継続されています。

（※）令和７年度の評価はいずれも「Ａ：計画どおり良好」または「Ｓ：計画を上回る優良」で、全１１項目中９項目がＳ評価であり、総合評価は直近３年連続でＳ評価となっています。

大阪府においては平成２４年に指定管理者制度導入後も安定した市場運営が継続されていることが確認できます。

2 指定管理者制度（大阪府と同様）を導入した場合の想定

（１） 運営主体

- ・ 指定管理者は公募することになるため、それに応募してくれる事業者の存在が必要。
- ・ 指定管理者は、卸売市場の業務や横浜市場の事情に精通していることが望ましい。

安定的な制度運営のためには、卸売市場の業務等に精通している指定管理候補者が存在することが前提となります。

（２） 指定管理者の役割

- ・ 指定管理者は、現状の横浜市の業務の大半を担うことになります。
（具体的なイメージは次ページのとおり）
- ・ 民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と効率的な運営に努めます。
- ・ 市場の管理・運営以外にも、民間の企画提案力を活用して、市場の活性化に資する事業を実施することも考えられます。

2 指定管理者制度（大阪府と同様）を導入した場合の想定

指定管理者へ引き継ぐことが見込まれる業務	現在の担当	
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施設使用の指定・許可及び返還</u>等に関する業務 ・ <u>債権管理</u>（使用料の徴収、未納者への督促、延滞金徴収 等） ・ 場内管理・調整（<u>警備</u>、場内事故対応、<u>清掃</u>、<u>環境整備</u> 等） ・ <u>催し物対応</u>（市場まつり、年末一般開放、その他市主催イベントとの調整） 	運営調整課	運営係（約3人分）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>小破修繕・緊急修繕の対応</u> ・ <u>原状変更</u>対応（申請受付・回復対応） ・ 受変電設備・場内<u>設備の24時間監視</u> ・ <u>設備・施設の保守点検</u>対応（電気設備、消防設備等含め<u>全約30件</u>） 		施設係（約7人分）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>月報</u>作成・公表業務 		調整係（約1人分）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各種報告・届出</u>等の管理・対応 ・ <u>価格公表</u> ・ 販売先調査 	経営支援課	取引指導班（約4人分）
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>各種会議事務局</u>（プロモーション委員会、青果部活性化委員会、魚食普及推進協議会）及び付随する<u>各種イベントの実施</u> 等 ・ <u>食育推進事業</u> 		プロモーション班（約4人分）

※実際の必要人員は業務分担や実施手法により変動します。

2 指定管理者制度（大阪府と同様）を導入した場合の想定

（3） 横浜市の役割

- ・ 場内事業者の業務許可・取消、売買参加者の承認・取消
- ・ 場内事業者への検査・指導
- ・ 卸売市場法に基づく開設者業務
- ・ 業務規程の管理（条例・規則の改正）
- ・ 国（主に農林水産省） との連絡・調整
- ・ 施設の大規模改修・再整備の計画
- ・ 南部市場の管理・政策調整
- ・ 食肉市場や市関係部署との政策調整
- ・ 市場の2つの特別会計（中央卸売市場費会計・中央と畜場費会計） の管理・調整

これらを横浜市が担うことで
「卸売市場の公共性」を維持

2 指定管理者制度（大阪府と同様）を導入した場合の想定

（４） 期待される効果

① 民間の運営手法導入による管理コストの削減

- ・ 人員配置や労力の調達等に関して効率性を重視した対応が可能となることにより施設全体の管理コストが下がることが期待できます。

② 柔軟かつスピーディーな対応（特に施設の修繕等）

- ・ 市で規定されている契約手続きを踏まずに発注・契約が可能になるため、施設の修繕が必要な場面等において迅速化が期待できます。

③ 行政コスト（主に人件費）の削減

- ・ 行政の業務縮小に伴う職員体制の縮小により、特別会計における人件費の削減が期待できます。

④ 市場活性化事業への投資拡大

- ・ 様々なコスト削減により生み出された財源をもとに、市場活性化事業へのさらなる投資拡大が期待できます。

⑤ 場内事業者の取引拡大の可能性が広がる

- ・ 市場活性化事業への投資拡大が実現した場合、販路拡大やブランド力の向上等に繋がり、市場全体の取引が拡大する可能性も考えられます。

3 指定管理者制度導入に向けた課題

(1) 管理者候補の確保と事業継続性

- ・ 広く指定管理者制度が導入されているような、地区センター等の公共施設とは異なり、「卸売市場」というハード面・ソフト面で特殊な施設を管理運営することになります。

希 望

管理者は卸売市場の管理・運営のノウハウがある事業者が望ましい。



現 実

卸売市場の管理・運営のノウハウがある事業者が少ない。

課 題

- ・ 実際の公募時に管理者として応募する事業者が存在するかや、応募があった場合でも、安定的な制度運営が可能な事業者であるか。
- ・ 指定管理者が経営難等により業務継続できなくなり、再公募しても応募がなかった場合は、市直営に戻すことも含めて事業継続できる体制が必要です。

3 指定管理者制度導入に向けた課題

(2) 事業スキームの設計（市場の課題と開設者・管理者の権限の検討）

- ・「指定管理者制度」には複数の運営形式が考えられます。

【ケース1】指定管理料方式（管理代行型）

- ・ 使用料等の徴収は現行と同様に横浜市が行う。
- ・ 横浜市から指定管理者へは指定管理料として、市場管理に係る費用を支払う。
- ・ 指定管理者は原則指定管理料の範囲内で、市に代わって市場の管理を行う。
- ・ 指定管理者は安定した収入を得られる一方で、業務範囲も指定管理料も限られていることから、自由度が低くインセンティブを受けにくい。
- ・ プロモーション等の市場活性化事業の企画・運営も併せて管理者の業務とする場合は、成果連動型によるインセンティブや自主事業収入の仕組みも検討が必要。

3 指定管理者制度導入に向けた課題

(2) 事業スキームの設計（市場の課題と開設者・管理者の権限の検討）

【ケース2】利用料金制度方式 <大阪府が採用>

- ・ 使用料等の徴収は指定管理者が行い、それを原資に市場の管理を行う。
- ・ コスト削減により生み出された利益を活性化事業に投資し、取引量が拡大すること等でさらなる収益拡大が見込める。
- ・ 管理者による収入と支出の裁量が広がり、自由な発想がしやすくなる。
- ・ 一方で、収入減等により収支がマイナスとなった場合は管理者側で負担することになるため、管理者はリスクを負うことになる。
- ・ 利用料収入は全て管理者のものとなる一方で、過去の工事費用の返済費用や市職員の人件費等、一定程度の金額を納付していただく必要がある。

3 指定管理者制度導入に向けた課題

(2) 事業スキームの設計（市場の課題と開設者・管理者の権限の検討）

【ケース3】指定管理料＋利用料金制度のハイブリッド方式

- ・ 指定管理者は、市からの指定管理料と使用料の一部や自主事業での収入を原資に、施設管理や活性化事業を行う。
（例：売上高使用料は市の収入として施設使用料は指定管理者の収入とする 等）
- ・ 指定管理料というベースの収入に自助努力分の上乗せがあることで、利用料金制度に比べて、安定性が高くリスクは軽減される。
- ・ 各単独方式に比べ、市と管理者のそれぞれに収入や責任が分散するため、責任分界点を細かく設定する必要があり、制度設計が複雑になる可能性もあります。
（場内事業者の混乱を招く可能性も考えられる）

これら以外の方法も総合的に検討した上で仕組み作りを行い、最終的には条例で規定（議会で議決）します。

3 指定管理者制度導入に向けた課題

(3) 「公設公営」による市場運営の課題の整理

- ・ 前述のとおり「指定管理者制度の導入」は、指定管理者と市で役割や権限をどのように分担するかによって、制度の内容が大きく異なってきます。
- ・ 「指定管理者制度の導入」は現状の「公設公営」による市場運営の課題を解決し、市民の皆様や場内事業者にメリットが生まれるために実施する必要があります。



課題に対して的確にアプローチした制度設計が必要

現在の「公設公営」による市場運営に対して、場内事業者の皆様がどこにどのような課題を感じているのかを改めて整理する必要がある

4 今後のスケジュール（見込）

（１） 現状の市場運営の課題に関する議論

前述の「公設公営」による市場運営の課題について皆様で議論を行い、管理・運営手法の変更により解決できることの検討材料を集めます。

【R8年度】



（２） 「公設公営」による市場運営の課題の整理

上記（１）で出た課題をもとに、解決可能な方法を市で整理します。

【R9年度】



（３） 整理した課題を踏まえての「望ましい市場管理・運営形態」の検討

上記（２）で整理した内容をもとに開設運営協議会でどのような運営形態が望ましいか、検討・議論していただきます。

【R10年度】



（４） 具体的な管理・運営体制（制度概要）の検討・議論

上記（３）で得られた結論に沿って、具体的にどのような制度が良いか検討・議論を行います。

（５） 将来の本場における望ましい市場管理・運営形態の方向性を整理 【R11年度】

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA